

障害者移動支援事業所
代表者 各位

横浜市健康福祉局障害福祉課長

横浜市障害者移動支援事業における
喀痰吸引等実施加算の新設について（通知）

日頃から、本市障害者福祉行政にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

ヘルパーによる喀痰吸引・経管栄養等の実施については、居宅介護事業等の国事業では平成 24 年度より認められていましたが、横浜市障害者移動支援事業（移動介護、通学通所支援）においては認めていませんでした。

平成 31 年度より、移動支援事業でも一定の研修を受けたヘルパーによる喀痰吸引・経管栄養等の実施を認め、横浜市に登録された事業所が実施した場合には「喀痰吸引等実施加算」を算定できることとします。（議会で議決されることを停止条件としています）

つきましては、下記についてご確認のうえ、利用者への説明等、適宜ご対応の程何卒よろしくお願いいたします。

1 喀痰吸引・経管栄養等の実施について

平成 31 年 4 月サービス提供分から、移動支援事業のサービス中における喀痰吸引・経管栄養等の実施が可能となります。実施のためには、介護福祉士または喀痰吸引等研修を受けたヘルパーが、神奈川県に「認定特定行為業務従事者」として登録し、事業所が神奈川県に「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）」として登録する必要があります。その後、「サービス追加申請書」と「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）」の登録番号通知書の写し等を、横浜市健康福祉局障害福祉課事業者育成担当まで提出し、喀痰吸引等の実施事業所として登録してください。登録のための申請書類は、サービス開始月の前月 15 日が必着となっておりますので、ご注意ください。（例：4/1 からサービスを開始したい場合は、3/15 必着です）

※「認定特定行為業務従事者」・「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）」の登録等について、詳細は「障害福祉情報サービスかながわ」をご参照ください。

○「障害福祉情報サービスかながわ」<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>
（「書式ライブラリ」→「6お知らせ（県内共通）」→「2喀痰吸引等制度に関するお知らせ」）
不明点は神奈川県子どもみらい局障害福祉課（TEL：045-210-4704）にお問合せください。

※対象となる医療行為は、たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）、経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養）です。ただし、実際に介護職員等が実施するのは研修の内容に応じ、上記行為の一部又は全部です。

※移動支援事業のサービス中に喀痰吸引等の医療的ケアを実施する場合は、加算の請求の有無に関わらず、横浜市への事前登録が必須です。

裏面あり

2 「喀痰吸引等実施加算」について

「認定特定行為業務従事者」として登録したヘルパーが利用者に対して喀痰吸引・経管栄養等を実施した場合、1日あたり1,096円(100単位)の「喀痰吸引等実施加算」を算定することができます。算定にあたっては以下をご参照ください。

《算定の考え方》

- ・サービス中に喀痰吸引等を複数回実施しても、加算の算定は1日につき1回のみ
- ・同日に同じ事業所で移動介護と通学通所を利用した場合、移動介護と通学通所でそれぞれ喀痰吸引等を実施しても、加算の算定は1回のみ
- ・同じ事業所から2人派遣した場合、それぞれのヘルパーが喀痰吸引等を実施しても、加算の算定は1回のみ

3 サービスコード

移動介護 喀痰吸引等実施加算 113801
通学通所支援 喀痰吸引等実施加算 117801

※新しいサービスコード・単位数一覧表は、4月から下記ページよりダウンロードできます。
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shogai/gaishutsu/shien/haken.html>

4 サービス提供報告書様式の変更について

喀痰吸引等実施加算の新設に伴いサービス提供報告書の様式を変更いたします。(喀痰吸引等を実施しない場合も新様式へ変更となります)
新様式については、3月中旬から上記ページよりダウンロードできます。

なお、2019年10月サービス提供分(11月請求分)からは旧様式での請求はできませんのでご注意ください。旧様式で請求があった場合は、否決となりますので、早目に新様式への切替をお願いいたします。

【担当】横浜市健康福祉局障害福祉課
移動支援係 福山・近藤・宮本
TEL 045-671-2401
FAX 045-671-3566